

## 議事要旨

会合名：第16回 民法改正対応モデル契約見直し検討WG (WG1)

日時：2020年11月11日(水) 14:00~16:30

討議内容：

### 1. 成果物案について

#### 1) セキュリティ定義について

セキュリティ定義の修正案(「セキュリティインシデント」という用語を定義)に関して専門委員から説明があり、議論を行った。議論の結果、原案通り修正することとなった。

#### 2) プロジェクトマネジメントの表現について

プロジェクトマネジメントの記述に関する修正提案について専門委員から説明があり、議論を行った。議論の結果、コメントが出されていたところは適切に修正されていることが確認され、原案通り修正することとなった。

#### 3) 変更協議不調の場合のベンダの解約権について

変更協議不調の場合のベンダの解約権に関して、意見照会で提出したコメントについて委員より説明及び、修正案について専門委員から説明があり、議論を行った。議論の結果、修正の方向性は確認したが、個別の修正についてはメールベースで確認することとなった。主な意見を以下に示す。

- オプション条項案は膠着状態に陥ったプロジェクトを何らかの方向に進める上で必要なキャッチボールの仕方が明示されているものなので、それなりに使い勝手がよいものではないか。ベンダによる解約権の濫用を懸念されているが、当該解約権が認められるのは、個別契約を続行することが困難となる事情が客観的に認められる場合が前提ということで、歯止めがかけられているし、具体例を逐条解説に丁寧に入れることで、濫用の懸念は払拭されるのではないか。
- 民法にない解約権を認めることがよいかどうか、理論的な話は別にあるが、デッドロックに陥った時にはそれが必要ではないか。現場の知恵としてそのような規定があり、十分制限されて濫用もないのであれば、オプション案ということも考慮すると、このままでもよいのではないか。
- この条項に基づいて解約された場合の清算については、ケース毎に表形式のように、この場合にはこういう計算になる等、解説文に書かないとイメージがしにくいのではないか。

#### 4) その他(「公表にあたって」等)について

その他資料(特に「公表にあたって」)に関して、専門委員から説明があり、また、意見照会で提出したコメントについて委員より説明が行われ、議論を行った。議論の結果、修正の方向性は確認したが、個別の修正についてはメールベースで確認することとなった。また、誤字等の修正について、別途意見をもらうこととなった。主な議論を以下に示す。

- IBM スルガ事件の高裁判決について、基本合意書の文言内容が判断内容に大きな影響を与えている旨の指摘があったが、この判決においても、ベンダがリスクについてちゃんと認識していたかどうかを問題にして、認識しているのであればユーザに説明しなさいという大きな流れの中にあり、さほど射程の狭い特殊な事例ということではないのではないか。
- ユーザとして、リスクの説明をベンダにしてもらいたいのは当たり前だが、中止提言をしてもらいたいと思っているかどうかは、いろいろな意見がある。リスクの説明イコール中止提言ではない。

以上